

学校法人 松蔭学園 行動規範

(目的)

第1条 学校法人松蔭学園（以下「本学園」という。）は教育・研究機関として、法規範を遵守し、倫理に基づき適宜適切な行動をすることを旨とする。職員は、ここに定める「行動規範」に従い、全学園一致協力のもと地域・社会から信頼を得られるよう自律的に行動する。

(人格の尊重)

第2条 職員は、性別、国籍、人種、地位、思想、宗教等によるいわれのない差別やハラスメントを一切行わず、児童・生徒・学生をはじめとして、私たち自身や学園活動に係る関係者一人ひとりの人格と人権を尊重する学園風土を醸成する。

(社会そして学園構成員としての自覚)

第3条 職員は、法令や組織のルールへの遵守はもとより、社会で共有される道徳観、さらには本学園に対する社会の期待と本学園支援者に対する感謝の念を常に意識した、倫理的行動のリーダーであり続けることで、教育・研究機関としての名誉や信用を高める。

(公平・公正の原理)

第4条 職員は、教育・研究機関として園児・生徒・学生をはじめとして、卒業生や受験生、取引先、さらには職員自身やさまざまな利害関係者に対して、常に公平・公正を心がける。また、入学生選抜に当たっては、私情を交えることなく、公平・公正かつ客観的な選抜を行う。

(健全な職場環境)

第5条 職員は、自分の職務を全うし、かつ円滑なコミュニケーションを図り、個々の能力が十分に発揮でき、安全で健康的かつ働きがいのある職場環境を確保するよう努める。

(学習環境・生活環境の整備)

第6条 職員は、園児・生徒・学生が十分な学習効果を得るために、教材の厳選や教授法の工夫改善、コンピュータとネットワークを活用した能率高き教育を推進するとともに、園児・生徒・学生が安心して教育を受けられるための安全な学習環境及び生活環境の整備に努める。

(情報開示と資産の適正な管理)

第7条 職員は、本学園におけるさまざまな情報と資産について適正な管理を徹底する。それには、業務上知り得た個人情報や知的財産権などについて、不正や漏洩が生じないように管理し、適正に取扱う。また、本学園の設備、備品、資金については正当な業務の目的のみに使用し、これら財産の紛失、漏出、盗難、不正利用を招かないよう厳しく管理する。

(社会への貢献と責任)

第8条 職員は、研究活動による社会の発展への貢献と、社会が求める有為なる人材を育成する責任を確実に果たす。そのためにも、教育・研究活動に係る情報を適切に開示して、本学園に対する理解と信頼の向上に努める。また、本学園におけるすべての学術研究は信頼性と公正性を確保し、その研究成果については本学園の教育及び社会へ還元することとする。

(地球環境への責任)

第9条 職員は、国際社会の一員として、地球の温暖化防止を積極的に取り組んでいくべき重要課題の一つと認識し、園児・生徒・学生および職員が一丸となって環境保全や資源保護に努める。

(毅然とした態度)

第10条 職員は、社会と良好・健全な関係を構築するために、あらゆる不適切な関係は持たず、不正を排除し、また社会秩序に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で臨む。

(事務)

第11条 この行動規範の事務は、法人本部において行うものとする。

(改廃)

第12条 この行動規範の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この行動規範は、平成27年4月1日から施行する。